

令和6年7月16日作成
福島県経営金融課

令和6年度事業者向け省エネ設備更新事業補助金に関するQ & A

【補助事業全般に関すること】

Q 1 この補助事業の目的は？

A 1 自主的な省エネルギー活動に取り組む中小企業等（以下「事業者」という。）を支援するための事業です。

Q 2 この補助事業の対象となる事業は？

A 2 省エネルギー効果が高い高効率照明（LED等）、空調設備、電気冷蔵・冷凍庫の更新、またはBEMS（※）の構築により、経営コストの低減を推進する事業です。

※ 消費する電力を監視し、自動制御可能とするシステムのこと。

【補助事業への応募に関すること】

Q 3 補助事業への申請期限と申請書類の提出先は？

A 3 申請期限は令和6年8月30日（金）17：00までです。

なお、申請期限前であっても予算の上限額に達した場合は申請を締め切る場合がありますのでご注意ください。

申請は県経営金融課ホームページより申請様式をダウンロードの上、下記システムより申請してください。

郵送や持参による申請は受け付けておりませんのでご注意ください。

「かんたん申請・申込システム」

(<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar070009.task?app=202400385>)

【補助対象者に関すること】

Q 4 本社が福島県外にある場合でも、補助対象者となるのか？

A 4 省エネ設備の更新、または導入する施設が県内にあれば補助対象者に

なります。

Q 5 補助対象者は、会社法人のみか？個人事業主は対象とならないのか？

A 5 下表に示す中小企業等に該当する個人事業主であって、補助対象の要件を満たす場合は、対象となります。

業種 (日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 「製造業」「建設業」「運輸業」	3 億円以下	300 人以下
② 「卸売業」	1 億円以下	100 人以下
③ 「小売業」	5 千万円以下	50 人以下
④ 「その他の業種 (①②③を④除く)」	5 千万円以下	100 人以下

Q 6 建物の所有者と更新したい省エネ設備の所有者が異なる場合（建物の所有者は法人、省エネ設備の所有者は代表取締役等の場合）、補助の対象となるのか。

A 6 補助対象となりません。

【補助対象事業に関すること】

Q 7 補助対象となる省エネ設備は？新規導入は補助対象となるのか。

A 7 次に掲げる設備が補助対象となる省エネ設備です。

また、新規導入は④のみ補助対象となり、①～③の新規導入は補助の対象となりません。

なお、①～③については、現在使用している設備と比較して年10%以上の消費電力量の削減できる設備である必要があります。

- ① 高効率照明
 - ② 空調設備
 - ③ 電気冷蔵庫・冷凍庫
 - ④ BEMS (ビルエネルギー・マネジメントシステム)
- } 現在使用している設備の更新に限ります。

Q 8 補助率は？補助上限額は？

A 8 補助率は補助対象経費額の1／2以内となります。

また、補助上限額は80万円となります。

Q 9 現在、設備更新工事をしている（あるいは工事を完了した）が、補助の対象となるか？

A 9 交付決定前に着手した事業は補助対象となりません。

Q 10 「事業の着手」とは、何をもって「着手」とするのか？

A 10 設備設置等を行う施工者への発注、契約、機器の購入をもって、着手とします。

Q 11 「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

A 11 設備設置等を行う施工者への支払い完了をもって、完了とします。

なお、クレジットカード払いを行った場合は、口座からの引き落としをもって、完了とします。

Q 12 国や県、市町村等からの補助がある場合、この補助も併せて受けられるのか。

A 12 更新または導入しようとする省エネ設備が既に国や県、市町村等から補助を受けている場合は、本補助金を受けることはできません。

Q 13 導入設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？

A 13 中古品の場合、性能値を客観的に検証することが困難であることから、補助対象となりません。

Q 14 新築又は増築する場合に補助対象となるか？

A 14 BEMSを除き新築又は増築する施設は、補助対象となりません。

Q 1 5 リース契約による設備導入は、補助対象となるか？

A 1 5 補助対象となりません。

Q 1 6 施設を賃貸借契約により利用している場合には、補助対象となるか？

A 1 6 補助対象となります。ただし、トラブル防止のため施設の貸主から許可を得た上で申請を行ってください。

【事務手続きに関するここと】

Q 1 7 申請をすれば、必ず補助が受けられるのか？

A 1 7 補助金の交付対象者の審査に当たっては、提出された計画書等、必要に応じて、現地調査などを行い、事業内容が補助要件に適合しているか確認し、予算の範囲内で決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。

Q 1 8 導入した設備は何年使用しなければならないのか。途中で故障した場合は廃棄できないのか？

A 1 8 事業者は、補助事業により取得し、又は、更新した設備等（以下「財産」という）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければなりません。採択を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

また、知事が定める期間（耐用年数期間）を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。（当該財産の処分により収入があったと認めるときは、その収入の全部又は一部を県に納付することとなります。）

Q 1 9 自社は、従業員30名の中小企業だが、株主は大企業のみである。補助金を申し込めるか。

A 19 みなしだ企業に該当しますので、申込はできません。

【その他のお問い合わせに関すること】

Q 20 自宅で事業を行っているが、この場合の設備更新は補助対象となるか。

A 20 補助対象となります。下記を参考に補助対象経費（省エネ設備購入等費用）を按分して申請してください。

（例）自宅の一部を事業所として使用しており、自宅に請求される電気料金のうち、60%を経費として計上。本補助金を活用し、空調設備の工事を予定しており、当該空調設備の購入・設置工事費用（補助対象経費）が100万円（税抜き）の場合

$$100\text{万円} \text{ (補助対象経費)} \times 60\% \text{ (按分割合)} \times 1/2 \text{ (補助率)}$$
$$= 30\text{万円} \text{ が補助金申請額となります。}$$

Q 21 換気設備は補助対象となるか。

A 21 厳密には定義が異なりますが、本補助金においては換気設備も空調設備に含むものとして補助対象とします。

ただし、年10%以上の消費電力量の削減が見込めるものに限ります。

Q 22 既存の空調設備はガスを使用しているが、電気のみ使用する空調設備に更新する場合は補助対象となるか。

A 22 年10%以上の消費電力量の削減が見込める場合は補助対象となります。

Q 23 既存の空調設備の冷媒をフロンガスから炭化水素冷媒に交換する場合は補助対象となるか。

A 23 年10%以上の消費電力量の削減が見込める場合は補助対象となります。

Q 2 4 現在、冷蔵庫をリースしているが、リースを中止し、新しく冷蔵庫を購入する場合は補助対象となるか。

A 2 4 Q 6 のとおり更新する設備は申請者の自己所有である必要があります。リース設備を更新したい場合は、残存簿価等でリース設備を買い上げ自己所有としたうえで、新しく設備を購入してください。

Q 2 5 設備が経年劣化しており、消費電力量がカタログスペックより大きく増加していると思われる。実際に計測した値を既存設備の消費電力量としてもよいか。

A 2 5 設問の場合や、設備が古く既存設備の消費電力量が確認できない場合は、工事の施工業者や設備の製造メーカー等に消費電力量の計測、算定を依頼してください。施工業者やメーカー等が計測、算定したことが書類上で確認できる場合に限り、その数値を使って比較することを認めます。

Q 2 6 県内に複数工場を所有しているが、各工場において補助金を申し込めるのか。

A 2 6 申請は1法人当たり1回となります。複数工場で省エネ設備の更新を行うことは可能ですが、1法人の補助金上限は80万円となります。

Q 2 7 賃貸物件（貸事務所等）は貸主、借主どちらが申請を行うのか。

A 2 7 賃貸物件の場合は賃貸契約書等に定める設備（照明、空調等）の管理者が申請を行ってください。

Q 2 8 冷蔵・冷凍ショーケースは対象となるか。

A 2 8 補助対象となります。

Q 2 9 以前、別の補助金を受領しているが、本補助金を申し込めるか。

A 2 9 同一目的物に対する補助でない場合は申請が可能です。

Q 3 0 蒸気を作るボイラーの更新は対象となるか。

A 3 0 ボイラーの使用目的が工場等の暖房等であれば補助対象となります。使用目的が加工・調理・消毒等の場合は空調に相当しないため補助対象となりません。

Q 3 1 消費電力量が 10 % 減少とはどのように計算するのか。

A 3 1 同一条件において年間消費電力量 (kWh) を算出し、新旧設備の比較をしてください。年間消費電力の算定が困難な場合は、定格消費電力 (kW、W) による比較を行ってください。

Q 3 2 エアコンの冷房機能の定格電力は減少するが、暖房機能の定格電力は増加する。この場合は補助対象となるか。

A 3 2 会社の実態に応じた同一条件 (※) で年間消費電力 (kWh) を算出し、比較をしてください。

※例 冷房 (28°C) 使用期間 6月～9月 1日あたり 12時間
暖房 (22°C) 使用期間 12月～3月 1日あたり 12時間

Q 3 3 灯油ファンヒーター、空気清浄機の更新は対象となるか。

A 3 3 空調設備は建物等に付設し移動できないものが補助対象です。灯油ファンヒーターや空気清浄機など任意の場所に移動できるものは補助対象となりません。

Q 3 4 製氷機の更新は対象となるか。

A 3 4 電気冷凍庫に分類されるものとし補助対象となります。

Q 3 5 建設会社事務所内の冷蔵庫は対象となるか。

A 3 5 来客対応用茶菓の冷蔵など会社業務で用いるものであれば対象となります。

Q 3 6 Q & A 3 3 の空調設備は建物等に付設し移動できないものとあるが、電気冷蔵・冷凍庫も同様か。

A 3 6 電気冷蔵・冷凍庫は建物等への付設は必要ありません。

Q 3 7 公益法人の中小企業の定義はその他に該当するのか。

A 3 7 公益法人や医療法人はその他で申請してください。なお、公益法人や医療法人は資本金の額または出資の総額が5,000万円以下、常時使用する従業員の数が100人以下のいずれかに該当する場合のみ補助金の対象となります。

Q 3 8 農家は申請できるのか。

A 3 8 系統出荷による農業所得のみの場合は申請できません。

Q 3 9 電気冷蔵・冷凍庫を廃棄し、空調設備（エアコン）を購入する場合は補助対象となるか。

A 3 9 設備の種類（高効率照明（LED）、空調設備、電気冷蔵・冷凍庫）を変更する場合は補助対象となりません。

Q 4 0 肉や冷凍餃子等の自動販売機は対象となるか。

A 4 0 肉や冷凍餃子等の自動販売機は冷凍・冷蔵ショーケースと同等と考えられることから補助対象となります。

なお、常温保存商品を取り扱う自動販売機は補助対象なりません。

Q 4 1 既存の空調設備（冷房機能のみのクーラー）の更新を検討しているが、現在は冷房機能のみのクーラーは製造されていないことから、冷暖房用のエアコンを購入してもよいか。
なお、暖房機能は使用しない。

A 4 1 冷房機能のみのクーラーの製造が少なく入手しづらい等の状況を踏まえて、補助対象と認めることとします。

また、消費電力量の比較は冷房機能のみにより行ってください。

※ 場合により、状況確認の聞き取りや暖房機能を使用しない旨の申告書等の提出を求めることがあります。

Q 4 2 照明について蛍光灯からLEDに更新を検討している。
工事は行わず、蛍光管だけの更新は補助対象となるか。

A 4 2 設備の更新を対象としているため、設備更新を伴わない蛍光管や電球（消耗品にあたるもの）のみの更新は補助対象となりません。